

広島県告示第百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
	有限会社ケービジネス	広島市中区昭和町四番二七号HKビル二〇一号	まごころ訪問介護事業所	広島市中区南竹屋町六番二一階	介護予防訪問介護	平成二十三年一月一六日